

## 2 退職金、年金及び定年制事情調査

### (1) 退職一時金、退職年金制度の採用状況

集計企業 209 社について、退職一時金、退職年金制度の採用状況をみると、「退職一時金制度のみ」11 社（集計企業の 5.3%）、「退職年金制度のみ」18 社（同 8.6%）、「両制度の併用」180 社（同 86.1%）となっている。（表 8）

表 8 退職一時金、退職年金制度の採用状況

（社、%）

集計社数	退職一時金制度のみ	退職年金制度のみ	両制度の併用
209 (100.0)	11 (5.3)	18 (8.6)	180 (86.1)

退職一時金制度を採用している企業 191 社について、退職一時金の算定方法をみると、「退職時の賃金を算定の基礎に用いない」とする企業が 169 社（制度を採用している企業 191 社の 88.5%）を占め、具体的な方法として、点数（ポイント）方式を採用している企業が 125 社（同 191 社の 65.4%）、別テーブル方式を採用している企業が 27 社（同 14.1%）となっている。なお、「退職時の賃金を用いる企業」は 22 社（同 11.5%）にとどまっている。（表 9）

表 9 退職一時金の算定方法

（社、%）

	退職時の賃金を算定の基礎に		別テーブル方式	点数（ポイント）方式	その他
	用いる	用いない			
191 社 (100.0)	22 (11.5)	169 (88.5)	27 (14.1)	125 (65.4)	17 (8.9)
		[100.0]	[16.0]	[74.0]	[10.0]

（注） 「その他」は、複数の方式を混在させた方式等が含まれる。

退職年金制度を採用している企業 198 社について、採用している退職年金をみると、確定給付企業年金が 165 社（制度を採用している企業 198 社の 83.3%）、企業型確定拠出年金が 98 社（同 49.5%）、適格年金が 12 社（同 6.1%）などとなっている。（表 10）

表 10 採用している退職年金（複数回答）

（社、%）

	厚生年金 基金 (上乗せ部分)	確定給付 企業年金			企業型確定 拠出年金	適格年金	その他
			(規約型)	(基金型)			
198 社 <100.0>	4 <2.0>	165 <83.3>	99 <50.0>	66 <33.3>	98 <49.5>	12 <6.1>	2 <1.0>

## (2) 適格年金制度の移行状況

平成 24 年 3 月 31 日に廃止される適格年金制度の移行状況について調査した。最近 2 年間（平成 21 年 7 月～平成 23 年 6 月）に適格年金制度を変更したのは 40 社、平成 23 年 6 月現在で変更予定のあるのは 12 社となっている。両方を合わせた 52 社について、移行先（予定含む）をたずねたところ、確定給付企業年金（規約型）が 38 社、企業型確定拠出年金が 10 社、確定給付企業年金（基金型）が 9 社などとなっている。（表 11）

表 11 適格年金制度の移行状況

（社、％）

集計社数	移行先（予定含む）年金制度（複数回答）						
	変更済み	変更予定	厚生年金 基金	確定給付 企業年金 （規約型）	確定給付 企業年金 （基金型）	企業型 確定拠出 年金	その他
52 社	40	12	0	38	9	10	0
(100.0)	(76.9)	(23.1)					
<100.0>			<0.0>	<73.1>	<17.3>	<19.2>	<0.0>

## (3) モデル退職金

「モデル退職金」は学校を卒業後直ちに入社し、その後標準的に昇進した者で、設定されたモデル条件（性、事務・技術労働者又は生産労働者、学歴、年齢、勤続年数）に該当する者の退職金をいう。

会社都合により退職した場合の退職金額と月収換算（退職時のモデル所定内賃金に対する倍率）を男の 60 歳時点でみると、大学卒事務・技術労働者 27,903 千円で 49.3 月分（前回調査の平成 21 年 26,576 千円で 40.8 月分）、高卒事務・技術労働者 23,135 千円で 49.7 月分（同 23,701 千円で 48.2 月分）、高卒生産労働者 19,592 千円で 50.7 月分（同 20,336 千円で 47.5 月分）などとなっている（表 11、付属集計表第 6 表）。

また、モデル退職金額の学歴間格差をみると、60 歳時点では、大学卒事務・技術労働者を 100 とし、高校卒事務・技術労働者では 82.9（前回調査の平成 21 年 89.2）となっている（表 13）。

表 12 学歴別モデル退職金額（男・会社都合）

学歴・労働者の種類	勤続年数	年齢	退職金額		月収換算	
			21年	23年	21年	23年
	(年)	(歳)	(千円)	(千円)	(月分)	(月分)
大学卒 事務・技術 労働者	3	25	654	656	2.7	2.7
	10	32	3,072	3,068	8.9	8.8
	20	42	9,524	9,872	18.3	18.9
	30	52	20,603	21,473	31.1	32.7
	35	57	—	25,323	—	40.9
	38	60	26,576	27,903	40.8	49.3
		定年	26,152	26,202	38.5	46.6
高校卒 事務・技術 労働者	3	21	—	541	—	3.0
	10	28	2,309	2,198	9.4	8.8
	20	38	7,157	6,977	20.5	20.5
	30	48	15,170	14,720	34.8	34.6
	35	53	—	19,739	—	41.8
	42	60	23,701	23,135	48.2	49.7
		定年	23,248	23,418	47.5	51.8
高校卒 生産 労働者	3	21	—	516	—	2.9
	10	28	2,133	2,325	9.2	9.6
	20	38	6,472	6,814	20.7	21.1
	30	48	13,953	14,182	36.6	36.4
	35	53	—	18,165	—	45.1
	42	60	20,336	19,592	47.5	50.7
		定年	20,300	19,952	48.4	50.3

- (注) 1 月収換算とは退職金支給時における所定内賃金に対する退職金支給額の倍率をいう。  
 2 平成 21 年調査と 23 年調査では退職者のモデルの設定（勤続年数、年齢）が異なる箇所があり、21 年調査で行っていない箇所については「—」で表示している。

表 13 モデル退職金額の学歴間格差の推移（男、60 歳、事務・技術労働者、会社都合）

年	月収換算		大学卒を 100 とした 場合の高校卒の水準
	大学卒	高校卒	
平成	(月分)	(月分)	
15 年	48.0	48.0	87.7
17	46.9	46.2	80.0
19	44.7	49.0	86.6
21	40.8	48.2	89.2
23	49.3	49.7	82.9

#### (4) 定年制度

定年制度を採用しているのは208社(集計208社の100.0%)で年齢は「60歳」が205社となっている。選択定年制度(早期退職優遇制度)を採用しているのは111社(集計208社の53.4%)で、そのうち退職一時金の優遇措置があるのは99社(制度がある111社の89.2%)となっており、その中で支給率を加算し定年退職扱いにする企業が45社、実勤務年数に定年までの年数を加算する企業が19社などとなっている。退職年金の優遇措置があるのは14社(同12.6%)となっている。(表14)

表 14 選択定年制度による早期退職者に対する優遇措置(複数回答)

(社、%)

制度あり	退職一時金の優遇あり	制度適用対象者			退職年金の優遇あり	その他の優遇あり
		定年退職と同等に扱う	勤続年数の加算	その他		
111社 <100.0>	99 <89.2>	45 <40.5>	19 <17.1>	57 <51.4>	14 <12.6>	22 <19.8>

継続雇用制度を採用しているのは207社(集計208社の99.5%)で、そのうち「再雇用制度」を採用しているのは206社(制度がある207社の99.5%)となっている。その中で原則として希望者全員に制度を適用するのは44社(同21.4%)、再雇用の限度年齢を設定しているのは195社(同94.7%)、平均年齢は64.9歳となっている。(表15)

表 15 再雇用制度の適用状況

(社、%)

継続雇用制度あり	再雇用制度あり	制度適用対象者		再雇用限度年齢の有無		再雇用制度なし
		希望者全員	一定の基準を満たす者	限度年齢あり	限度年齢なし	

(注) 制度適用対象者及び再雇用限度年齢の有無については無回答の企業が存在する。